

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月7日(木) 15時00分～15時35分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

|         |    |       |
|---------|----|-------|
| 会長      | 8番 | 杉田恒雄  |
| 会長職務代理者 | 2番 | 中村保宏  |
|         | 1番 | 尾形玲子  |
|         | 3番 | 北見富夫  |
|         | 4番 | 山川みき子 |
|         | 5番 | 寺田哲雄  |
|         | 6番 | (欠員)  |
|         | 7番 | 小田喜承示 |
|         | 9番 | 山崎日吉  |

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第2号 農地利用適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

|          |       |
|----------|-------|
| 事務局長     | 中山 哲也 |
| 副主幹・農地係長 | 山口 徳康 |
| 主任主事     | 杉田 岳彦 |
| 主事       | 和 穎 玲 |

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第11回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、2番 中村委員、3番 北見委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から5について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 上真倉 下藤井 2064 番外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 2,132 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内館山にお住いの74歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの48歳の方です。

事由としては、譲渡人は維持管理が困難なため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模拡大をしたいとのことです。

整理番号2 所在地は 大賀 <sup>みなまり</sup>水余1090番、登記地目、田、現況地目、畑で264 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、市内大賀にお住いの75歳の方、譲受人は市内大賀にお住いの77歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないので譲り渡します。

譲受人は自宅に隣接するこの農地を譲り受け、野菜栽培を始めたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 布沼 根切 683 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 350 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内布沼にお住いの 68 歳の方、譲受人は市内布沼にお住いの 75 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 国分 美ノ輪 199 番外 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 2,881 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内国分にお住いの 82 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 40 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を辞めるため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、多肉植物を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 5 所在地は 竹原 池籠 3241 番、登記地目、現況地目、共に田で 2,993 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市美浜区にお住いの 65 歳の方、譲受人は市内竹原にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり、農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1から3について審議します。  
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料2ページ、整理番号1 所在地は 八幡 上浜田 119 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑が 247 m<sup>2</sup>、登記地目、田、現況地目、畑が 214 m<sup>2</sup>、合計 461 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、法人の主の事業である障がい者向け共同生活援助（介護サービス包括型）居住系サービス施設、いわゆる「障がい者グループホーム」を開設し、館山市の福祉への貢献をしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年12月9日に工事着手し、令和7年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 亀ヶ原 蔵敷 70 番 11、登記地目、現況地目、共に畑で 453 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都葛飾区にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在、都内で借家住まいだが、夫の定年を機に、温暖で住環境のよい館山で老後を過ごすため、専用住宅1棟を建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年12月10日に工事着手し、令和7年4月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 布良 日<sup>ひ</sup>当<sup>あたり</sup> 207番1、登記地目、田、現況地目、共に畑で181㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の方です。

転用の事由及び施設は、南房総市白浜に住んでいるが、自宅には、来客者用の駐車場が不足しているが、近くにない。会社を経営しており来客者も多く、申請地を利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年12月16日に工事着手し、令和7年1月15日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議 長

整理番号1については、障がい者グループホームを建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

|        |                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 1 番委員、ご意見等ございますか。                                                                                                                                                                                |
| 1 番委員  | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。                                                                                                                                                                          |
| 議 長    | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。                                                                                                                                                                             |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。                                                                                                                                                                          |
| 議 長    | 整理番号 3 については、駐車場を建設するための申請になります。<br>5 番委員、ご意見等ございますか。                                                                                                                                            |
| 5 番委員  | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。                                                                                                                                                                          |
| 議 長    | 該当地区の推進委員、意見等ございますか。                                                                                                                                                                             |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。                                                                                                                                                                          |
| 担当推進委員 | 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。                                                                                                                                                                          |
| 議 長    | その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。                                                                                                                                                                          |
|        | 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。                                                                                                                                                                     |
|        | 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。                                                                                                                                             |
|        | (挙手全員)                                                                                                                                                                                           |
|        | 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。                                                                                                                                                                    |
|        | つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。                                                                                                                                                 |
|        | 資料 3 ページ、整理番号 1 から 4 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。                                                                                                                                              |
| 主 事    | 整理番号 1 所在地は、沼 作ノ田 1830 番 他 1 筆 地目は田で、合計面積 3,905 m <sup>2</sup> 、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。 |
|        | ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定とな                                                                                                                                                                    |

ります。

整理番号 2 所在地は、稲 中ノ坪 147 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,142 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 124.2 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は菌にお住まいの方、受け手は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、湊 作ノ田 502 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,147 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 124.4 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は船形にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、国分 広町 586 番 地目は田で、面積 1,533 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 7,655 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は館山にお住まいの方、受け手は北条の方です。設定の期間は令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上、合計 4 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 4 ページ、整理番号 1 から 6 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は、正木 中沼 4643 番 地目は田で、面積 1,269 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、受け手が高齢のためです。

整理番号2 所在地は、上真倉 下藤井 2064 番 地目は田で、面積 1,001 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、移転登記のためです。

整理番号3 所在地は、正木 西郷 347 番 1 地目は田で、面積 2,444 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、受け手が体力的に耕作が難しくなったためです。

整理番号4 所在地は、菌 沢田 1007 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,928 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、赤字のためです。

整理番号5 所在地は、菌 沢田 1009 番 地目は田で、面積 2,078 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、赤字のためです。

整理番号6 所在地は、菌 北沢田 1034 番 地目は田で、面積 2,987 m<sup>2</sup> について、合意解約が成立、解約理由は、赤字のためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の5ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の5ページ、整理番号1 所在地は 国分 市ノ坪 398 番、登記地目、現況地目、共に田で 1,301 m<sup>2</sup>です。

申出者は市内国分にお住まいの方です。

申出理由は、農業をしていないため処分したいということです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名にお願いすることになっております。館野地区ですので、井上推進委員と龍崎推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、第11回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 35 分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

中 村 保 宏

館山市農業委員会委員

北 見 昌 夫

